令和５年４月版

**実地指導　自己点検シート**

**（児童発達支援）**

**実地指導年月日　令和　　年　　月　　日（　）**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所名 |  |
| 事業所住所 |  |
| 事業所番号 |  |
| 管理者 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 取扱件数 |
| 　月 | 　　件 |
| 　月 | 　　件 |
| 　月 | 　　件 |
| 利用定員 | 　　人 |

　　　　　　　※直近３か月の実績

　　　　　　　「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（実績）と同月分

|  |  |
| --- | --- |
| 自己点検シート記入者 |  |
| 立会者　職・氏名 |  |  |
|  |  |
|  |  |

市への提出年月日　令和　　年　　月　　日（実地指導年月日の10日前まで）

該当する事項の点検結果の□にチェックしてください。（該当しない場合は空欄）

| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ |
| **Ⅱ　人員に関する基準** |
| 従業者の員数(第5条)(※児童発達支援センターを除く) | 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、イ又はロに定める数以上としていますか。イ　障害児の数が１０以下　２以上ロ　障害児の数が１１以上　２に、障害児の数が１０を超えて５又はその端数を増すごとに１加えた数以上※令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和５年３月３１日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、この規定の員数に加えることができる。※障害福祉サービス経験者とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。 | □ | □ | 勤務形態一覧表雇用契約書資格の分かる書類経験年数が分かるもの実務経験証明書出勤状況の分かるもの障害児通所給付費等の算定に係る体制等の届出 |
| 児童発達支援管理責任者を、１以上配置していますか。 | □ | □ |
| 機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を配置していますか。 | □ | □ |
| 医療的ケアを行う場合は、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置していますか。ただし、以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を配置しないことができる。ア　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合イ　当該指定児童発達支援事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合ウ　当該指定児童発達支援事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合 | □ | □ |
| 上記の機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含める場合、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士ですか。 | □ | □ |
| 児童指導員又は保育士のうち、１人以上は常勤ですか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者のうち、１人以上は、専任かつ常勤ですか。 | □ | □ |
| 【主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所】□　嘱託医　１以上□　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）　１以上□　児童指導員又は保育士　１以上□　機能訓練担当職員　１以上（※提供時間帯のうち、機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる）□　児童発達支援管理責任者　１以上 | □ | □ |
| 従業者の員数(第6条)(※児童発達支援センターに限る) | 【児童発達支援センター】（第６条第１項）□　嘱託医　１以上□　児童指導員及び保育士　　イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上　　ロ　児童指導員　１以上　　ハ　保育士　１以上□　栄養士　１以上（※４０人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所を除く）□　調理員　１以上（※調理業務の全部を委託する場合を除く）□　児童発達支援管理責任者　１以上 | □ | □ | 勤務形態一覧表雇用契約書資格の分かる書類経験年数が分かるもの実務経験証明書出勤状況の分かるもの障害児通所給付費等の算定に係る体制等の届出 |
| 機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を配置していますか。 | □ | □ |
| 医療的ケアを行う場合は、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置していますか。ただし、以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を配置しないことができる。ア　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合イ　当該指定児童発達支援事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合ウ　当該指定児童発達支援事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合 | □ | □ |
| 上記の機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含める場合、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士ですか。 | □ | □ |
| 【主として難聴児を通わせる児童発達支援センター】第６条第１項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置いていますか。□　言語聴覚士　単位ごとに４以上□　機能訓練担当職員　機能訓練を行う場合に限り、当該訓練を行うために必要な数□　看護職員　医療的ケアを行う場合に限り、当該医療的ケアを行うために必要な数　（障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合は除く） | □ | □ |
| 【主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター】第６条第１項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置いていますか。□　看護職員　１以上□　機能訓練担当職員　１以上 | □ | □ |
| 従業者は、嘱託医を除き、専従又は単位ごとに専従ですか。 | □ | □ |
| 管理者(第7条) | 管理者は専従となっていますか。 | □ | □ |  |
| 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。　職種名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 雇用契約書勤務形態一覧表 |
| 従たる事業所を設置する場合における特例（第8条）（※児童発達支援センター以外） | 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、当該主たる事業所又は従たる事業所において常勤専従ですか。 | □ | □ |  |

 該当する事項の点検結果の□にチェックしてください。（該当しない場合は空欄）

| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ |
| **Ⅲ　設備に関する基準** |
| 他法令の遵守 | 設備基準が建築基準法や消防法など関係法令に適合していることを確認していますか。 | □ | □ |  |
| 設備(第9条) | 【指定児童発達支援事業所】指導訓練室のほか、必要な設備及び備品等を備えていますか。指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えていますか。 | □ | □ | 平面図設備・備品台帳 |
| 設備(第10条）(※児童発達支援センターに限る) | 【児童発達支援センター】必要な広さの専用の区画を設けるとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 指導訓練室 | 定員　おおむね１０人障害児１人当たりの床面積は、２.４７㎡以上とする |
| 遊戯室 | 障害児１人当たりの床面積は、１.６５㎡以上とする |
| 屋外遊戯場 | 事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む |
| 医務室 |  |
| 相談室 |  |
| 調理室 |  |
| 便所 |  |

 | □ | □ |
| 【主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター】遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。 | □ | □ |
| 主として知的障害児を通わせる場合は静養室を、また主として難聴児を通わせる場合は聴力検査室を設けていますか。 | □ | □ |

該当する事項の点検結果の□にチェックしてください。（該当しない場合はそのまま。）

| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ |
| **Ⅳ　運営に関する基準** |
| 利用定員(第11条) | 利用定員を、１０人以上としていますか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を５人以上としていますか。 | □ | □ |  |
| 内容及び手続きの説明及び同意 (第12条) | 利用申込者に対して、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。※重要事項の内容（ア運営規程の概要　イ従業者の勤務体制　ウ事故発生時の対応　エ苦情解決の体制　オ提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関名、評価結果の開示状況）等） | □ | □ | 重要事項説明書運営規程勤務体制一覧等事業所パンフレット |
| 利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、契約書等を交付していますか。※記載事項の内容（ア経営者の名称及び主たる事務所の所在地　イ指定児童発達支援の内容　ウ通所給付決定保護者が支払うべき額　エ提供開始年月日　オ苦情受付窓口等） | □ | □ | 契約書 |
| 契約支給量の報告等 (第13条) | サービスを提供するときは、事業者及び事業所の名称、サービス内容、契約支給量、契約日等の通所受給者証記載事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載していますか。　 | □ | □ | 通所受給者証（控）契約内容報告書 |
| 契約支給量の総量は、当該通所決定保護者の支給量を超えていませんか。 | □ | □ |
| 契約の締結、変更及び終了時に通所受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | □ | □ |
| 提供拒否の禁止 (第14条) | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒否してはいませんか。提供拒否をしたことがある場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件数 | 件 | 理由 |  |

 | □ | □ |  |
| 連絡調整に対する協力(第15条) | サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に対して協力していますか。 | □ | □ |  |
| サービス提供困難時の対応(第16条) | 利用申込者に係る障害児に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。事例がある場合（　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ |  |
| 受給資格の確認(第17条) | 通所受給者証により通所受給資格を確認していますか。※確認事項（ア通所給付決定の有無　イサービスの種類　ウ有効期間　エ支給量等） | □ | □ | 通所受給者証（控） |
| 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助(第18条) | 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | □ | □ |  |
| 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っていますか。 | □ | □ |
| 心身の状況等の把握(第19条) | 障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | □ | □ | 障害児支援利用計画担当者会議の記録 |
| 指定障害児通所支援事業者等との連携等(第20条) | 都道府県、市町村、指定障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | □ | □ |  |
| サービス提供の終了に際して、障害児又はその家族に対して適切な援助を行っていますか。 | □ | □ |
| サービス提供の記録(第21条) | サービスを提供した際には、提供日、内容、その他必要な事項を、提供の都度記録し、記録に際して通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについての確認を受けていますか。 | □ | □ | サービス提供実績記録票等 |
| 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第22条) | 当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っていますか。 | □ | □ | 使途、額、理由を記載した書面同意書 |
| 金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途、額、理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に説明し同意を得ていますか。支払を受けている場合

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 単　価 |
|  | 円 |
|  | 円 |

 | □ | □ |
| 通所利用者負担額等の受領(第23条) | サービスを提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額の支払を受けていますか。 | □ | □ | 領収書（控）同意書 |
| 法定代理受領を行わない（償還払い）サービスを提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定通所支援費用基準額の支払を受けていますか。 | □ | □ |
| 上記以外の費用の徴収について、適切に行っていますか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 単価 | 内容 | 単価 |
| 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る） |  | 日用品費 |  |
| その他 |  |

 | □ | □ |
| 上記の支払を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し領収証を交付していますか。 | □ | □ |
| 上記に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめサービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ていますか。 | □ | □ |
| 通所利用者負担額に係る管理(第24条) | 障害児の通所給付決定保護者から利用者負担額等に係る管理の依頼を受けた場合、当該通所給付決定に係る障害児が同一の月に受けた指定児童発達支援及び他の指定通所支援の通所利用者負担額合計額を算定していますか。 | □ | □ | 通所受給者証利用者負担額上限管理届利用者負担額上限管理結果票 |
| 指定児童発達支援及び他の指定通所支援等の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該指定障害児通所支援事業者等に通知していますか。 | □ | □ |
| 障害児通所給付費の額に係る通知等(第25条) | 市町村から障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対しその額を通知していますか。通知方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 代理受領通知書サービス提供証明書 |
| 法定代理受領を行わない（償還払い）サービスに係る費用の支払を受けた場合に、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対し交付していますか。 | □ | □ |
| 指定児童発達支援の取扱方針(第26条) | 児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | □ | □ | 児童発達支援計画書 |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明していますか。 | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、障害児の保護者による評価を受け、改善を図っていますか。一　サービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況三　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況五　サービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策七　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 | □ | □ | 事業所向け自己評価表保護者向け評価表集計結果等 |
| おおむね１年に１回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援計画の作成等(第27条) | 管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | □ | □ | 障害児支援利用計画フェイスシートアセスメントシート児童発達支援計画モニタリング記録 |
| 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記必要事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成していますか。・通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期・生活全般の質を向上させるための課題・指定児童発達支援の具体的内容・児童発達支援を提供する上での留意事項　等 | □ | □ |
| 児童発達支援計画の原案には、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めていますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、サービス担当者等を招集して行う会議を開催し、原案の内容について意見を求めていますか。（サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。） | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案の内容について通所給付決定保護者及び障害児対して説明し、文書によりその同意を得ていますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該計画を通所給付決定保護者に交付していますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接して、モニタリングの結果を記録していますか。 | □ | □ |
| 児童発達支援管理責任者の責務(第28条) | 障害児又はその家族に対する相談援助を行っていますか。 | □ | □ | 相談援助の記録 |
| 他の従業者に対して、技術的指導及び助言を行っていますか。 | □ | □ |
| 相談及び援助(第29条) | 常に、障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | □ | □ |  |
| 指導、訓練等 (第30条) | 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っていますか。 | □ | □ | 児童発達支援計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等） |
| 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。 | □ | □ |
| 障害児の適性に応じ、できる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っていますか。 | □ | □ |
| 常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていますか。 | □ | □ |
| 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていませんか。 | □ | □ |
| 食事 (第31条)(※児童発達支援センターに限る) | 児童発達支援センターにおいて、食事を提供するときは、献立はできる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものですか。 | □ | □ | 献立表 |
| 食事は、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものですか。 | □ | □ |
| 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていますか。 | □ | □ |
| 障害児の健康な生活の基本としての、食を営む力の育成に努めていますか。 | □ | □ |
| 社会生活上の便宜の供与等 (第32条) | 障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | □ | □ | 行事予定表 |
| 常に障害児の家族との連携を図り、障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めていますか。 | □ | □ |
| 健康管理(第33条)(※児童発達支援センターに限る) | 児童発達支援センターは、障害児の健康管理の把握に努め、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行っていますか。 | □ | □ | 定期及び臨時の健康診断の記録 |
| 上記に関わらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童発達支援センターは、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

 | □ | □ |
| 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めていますか。 | □ | □ |
| 緊急時等の対応(第34条) | 従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じていますか。緊急時の対応方法（該当ない場合も記入）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 緊急連絡網 |
| 通所給付決定保護者に関する市町村への通知(第35条) | 通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | □ | □ |  |
| 管理者の責務(第36条) | 管理者は、従業者及び業務の管理、事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | □ | □ |  |
| 運営規程(第37条) | 事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めていますか。①事業の目的及び運営の方針　②従業者の職種、員数及び職務の内容　③営業日及び営業時間　④利用定員　⑤サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額　⑥通常の事業の実施地域　⑦サービスの利用に当たっての留意事項　⑧緊急時等における対応方法　⑨非常災害対策　⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　⑪虐待の防止のための措置に関する事項　⑫その他運営に関する重要事項 | □ | □ | 運営規程 |
| 勤務体制の確保等(第38条) | 適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに、以下の項目を満たす従業者の勤務表を作成していますか。①原則月ごと　②日々の勤務時間　③常勤・非常勤の別　④管理者との業務関係　 | □ | □ | 勤務形態一覧表研修記録職場におけるハラスメント指針等従業者への周知・啓発の記録苦情・相談対応の記録 |
| 当該事業所の従業者によりサービスを提供していますか。 | □ | □ |
| 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。実施状況（過去1年間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | 対象者 | 内　　　　　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |

 | □ | □ |
| 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。※　「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を参照 | □ | □ |
| 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していますか。 | □ | □ |
| 相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知していますか。 | □ | □ |
| *顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主は以下の取組を行っていますか。**①従業者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）**③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）* | □ | □ |
| 業務継続計画の策定等(第38条の2) | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | □ | □ | 業務継続計画業務継続に向けた研修の記録訓練記録 |
| 業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向　　　けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道　等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携（想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。）※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照 | □ | □ |
| 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的（年1回以上及び新規採用時）に実施していますか。また、研修の実施内容について記録していますか。 | □ | □ |
| また、訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施していますか。 | □ | □ |
| 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしていますか。 | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | □ | □ |
| 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、経過措置を設けており、令和6年3月31 日までの間は、努力義務とする。 | □ | □ |
| 定員の遵守　(第39条) | 利用定員、指導訓練室の定員内でサービスの提供を行っていますか。（災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。） | □ | □ | 運営規程 |
| 非常災害対策(第40条)施行条例(第4条) | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知していますか。 | □ | □ | 消防計画訓練記録 |
| 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。直近の避難訓練等の実施年月日（　　年　　月　　日） | □ | □ |
| 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | □ | □ |
| 非常災害時の障害児の安全、適切な処遇を確保するため、市、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力体制の整備に努めていますか。 | □ | □ |
| 衛生管理等(第41条) | 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理をしていますか。手指を洗浄する設備の有無　　有　・　無使い捨て手袋の有無　　　　　有　・　無 | □ | □ | 設備・備品台帳食中毒の防止等衛生管理に関する記録衛生・消毒マニュアル等健康管理台帳感染対策委員会に関する書類感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針職員研修関係記録 |
| 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。なお、必要に応じ保健所の助言指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。 | □ | □ |
| ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」（幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと））をおおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。※　委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 | □ | □ |
| イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。　※　「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参照 | □ | □ |
| ウ　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年２回以上、新規採用時には必ず）に実施していますか。また、研修の実施内容については記録していますか。※　研修は、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うもので差し支えない。 | □ | □ |
| エ　実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行っていますか。 | □ | □ |
| 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とする。 | □ | □ |
| 協力医療機関(第42条) | 障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 | □ | □ | 協力医療機関協定書 |
| 掲示(第43条) | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | □ | □ | 運営規程重要事項説明書 |
| 重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | □ | □ |
| 身体拘束等の禁止(第44条) | 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていませんか。 | □ | □ | 身体拘束に関する記録同意書障害児支援利用計画個別支援計画サービス提供に関する記録・日誌等（個別の記録、業務日誌等）身体拘束等の適正化のための指針身体拘束防止マニュアル等身体拘束適正化検討委員会の資料職員研修関係記録 |
| やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。その記録は、５年間保存していますか。 | □ | □ |
| 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を少なくとも１年に１回は開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | □ | □ |
| 以下のような項目を盛り込んだ、身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ　障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | □ | □ |
| 身体拘束等の適正化のための研修プログラムを作成し、従業者に対し定期的に（年１回以上、新規採用時には必ず）研修を実施していますか。また、研修の実施内容について記録していますか。 | □ | □ |
| 虐待等の禁止(第45条) | 児童虐待の防止等に関する法律第２条各号に掲げる、障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。一　身体的虐待二　性的虐待三　ネグレクト四　心理的虐待 | □ | □ | 虐待に関する記録虐待防止委員会の資料虐待防止のための指針職員研修関係記録 |
| 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（「虐待防止委員会」構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者を決めておくことが必要であり、構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい）を定期的（年１回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、虐待防止委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 | □ | □ |
| 二　虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるために、報告、改善のための方策を定め、周知徹底していますか。具体的には、ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告、分析すること。カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 | □ | □ |
| *三　次のような項目を定めた、「虐待防止のための指針」を作成していますか。**ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え**方**イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事**項**ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針**エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針**オ　虐待発生時の対応に関する基本方針**カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本**方針**キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針* | □ | □ |
| 四　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上、新規採用時には必ず）に実施していますか。また、研修の実施内容について記録していますか。　※研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 | □ | □ |
| 五　上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | □ | □ |
| 懲戒に係る権限の濫用禁止(第46条)(※児童発達支援センターに限る) | 管理者が親権を行う場合に与えられている懲戒に係る権限は、あくまでも障害児の健全育成の範囲を超えないものですか。 | □ | □ |  |
| 秘密保持等(第47条) | 従業者及び管理者又は従業者及び管理者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | □ | □ | 雇用契約書誓約書同意書 |
| 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族から同意を得ていますか。 | □ | □ |
| 情報の提供等(第48条) | 児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業の内容に関する情報の提供を行うとともに、広告をする場合においては、内容に虚偽、誇大な表現がないようにしていますか。 | □ | □ | パンフレット運営規程 |
| 利益供与等の禁止(第49条) | 事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。また、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品等の利益を収受していませんか。 | □ | □ |  |
| 苦情解決(第50条) | 苦情処理について、苦情を受け付けるための窓口の設置、重要事項説明書への記載、掲示等の必要な措置を講じていますか。 | □ | □ | 重要事項説明書苦情受付記録票 |
| 苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録していますか。 | □ | □ |
| 障害児又は通所給付決定保護者その他の家族からの苦情に関する県又は市町村の調査及び検査について協力していますか。また、都道府県知事等から指導助言があった場合、必要な改善を行い、改善報告を行っていますか。 | □ | □ |
| 地域との連携等(第51条) | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | □ | □ |  |
| 児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めていますか。 | □ | □ |  |
| 事故発生時の対応(第52条) | サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び処置について記録していますか。また、原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。 | □ | □ | 事故防止マニュアル事故記録 |
| 事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講していることが望ましい。なお、近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。損害賠償保険の加入の有無　　　有 ・ 無 | □ | □ |
| 会計の区分(第53条) | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | □ | □ | 会計書類決算書 |
| 記録の整備(第54条)施行条例(第5条) | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | □ | □ |  |
| 障害児に対する、サービス提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、サービス提供した日から５年間保存していますか。①児童発達支援計画　②サービスの提供の記録　③「通所給付決定保護者に関する市町村への通知」に係る記録　④身体拘束等の記録　⑤苦情の内容等の記録　⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | □ | □ |
| 事業者は、サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用を受領した日から５年間保存していますか。 | □ | □ |

該当する事項の点検結果の□にチェックしてください。（該当しない場合は空欄）

| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ |
| **Ⅴ　共生型障害児通所支援に関する基準** |
| 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準(第54条の2) | 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上ですか。 | □ | □ | 勤務形態一覧表雇用契約書資格の分かる書類出勤状況の分かるもの |
| 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | □ | □ |
| 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準(第54条の3) | 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上ですか。 | □ | □ | 平面図勤務形態一覧表雇用契約書資格の分かる書類出勤状況の分かるもの |
| 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上ですか。 | □ | □ |
| 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていますか | □ | □ |
| 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(第54条の4) | 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（以下「共生型通いサービス」）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限）を29人以下（サテライト型にあっては、18人以下。）としていますか。 | □ | □ | 運営規程平面図勤務形態一覧表雇用契約書資格の分かる書類出勤状況の分かるもの |
| 小規模多機能型居宅介護事業所等が提供するサービスのうち、通いサービスの利用定員を、登録定員の2分の1から15人（サテライト型にあっては、12人。）までの範囲内としていますか。登録定員26人以上の事業所にあっては、下記のとおりとしていますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

 | □ | □ |
| 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。 | □ | □ |
| 従業者の員数が、通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における人員基準を満たしていますか。 | □ | □ |
| 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | □ | □ |

加算・減算の算定状況を確認して下さい。（該当するところを○で囲む）

| 区分 | 加　算　・　減　算　名 | 届出 |
| --- | --- | --- |
| 児童発達支援センター | それ以外 |
|  |  | 定員超過利用減算 | 無　・　有　 |  |
|  | サービス提供職員欠如減算 | 無　・　有　 |  |
| 児童発達支援管理責任者欠如減算 | 無　・　有 |  |
|  | 個別支援計画未作成減算 | 無　・　有 |  |
| 自己評価結果等未公表減算 | 無　・　有 |  |
| 開所時間減算 | 無　・　有　 |  |
| 身体拘束未実施減算 | 無　・　有 |  |
|  | 人工内耳装用児支援加算 | 無・（イ）・（ロ）・（ハ）・（二） |  |
|  | 児童指導員等加配加算 | 無・（イ）・（ロ）・（ハ）・（二）・（ホ） |  |
| 専門的支援加算 | 無・（イ）・（ロ）・（ハ）・（二）・（ホ） |  |
| 看護職員加配加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
|  |  | 共生型サービス体制強化加算（共生型サービスの場合のみ） | 無・（イ）・（ロ）・（ハ） |  |
|  |  | 家庭連携加算 | 無・（イ）・（ロ） |  |
| 事業所内相談支援加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
|  | 食事提供加算　 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
|  | 利用者負担上限額管理加算 | 無　・　有 |  |
| 福祉専門職員配置等加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ） |  |
|  | 栄養士配置加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
|  | 欠席時対応加算 | 無　・　有 |  |
| 特別支援加算 | 無　・　有 |  |
| 強度行動障害児支援加算 | 無　・　有 |  |
| 個別サポート加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
| 医療連携体制加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）・（Ⅴ）・（Ⅵ）・（Ⅶ） |  |
| 送迎加算 | 　　　　　無・（イ）・（ロ） |  |
| 延長支援加算 | 無・（イ）・（ロ） |  |
| 関係機関連携加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |
| 保育・教育等移行支援加算 | 無　・　有 |  |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 | 無・（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ） |  |
| 福祉・介護職員等特定改善特別加算 | 　無・（Ⅰ）・（Ⅱ） |  |

該当する事項の点検結果の□にチェックしてください。（該当しない場合は空欄）

| 点　検　事　項 | 点検結果 | 確認すべき書類等 |
| --- | --- | --- |
| はい | いいえ |
| **Ⅵ　障害児通所給付費及び各加算の要件** |
| **児童発達支援給付費**（該当する報酬にチェックしてください。） |
| * イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
 |
| □（一）医療的ケア区分３ |
| □（二）医療的ケア区分２ |
| □（三）医療的ケア区分１ |
| □（四）（一）から（三）までに該当しない障害児 |
| * ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合
 |
| □（一）医療的ケア区分３ |
| □（二）医療的ケア区分２ |
| □（三）医療的ケア区分１ |
| □（四）（一）から（三）までに該当しない障害児 |
| * ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
 |
| * ニ　児童発達支援センター以外において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
 |
| □　⑴　主に未就学児に対して指定児童発達支援を行う場合 |
| □（一）医療的ケア区分３ |
| □（二）医療的ケア区分２ |
| □（三）医療的ケア区分１ |
| □（四）（一）から（三）までに該当しない障害児 |
| □　⑵　⑴以外の場合 |
| □（一）医療的ケア区分３ |
| □（二）医療的ケア区分２ |
| □（三）医療的ケア区分１ |
| □（四）（一）から（三）までに該当しない障害児 |
| * ホ　児童発達支援センター以外において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
 |
| * ヘ　共生型児童発達支援給付費
 |
| * ト　基準該当児童発達支援給付費
 |
| * （１）基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）
 |
| * （２）基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅱ）
 |
| イからハを算定する場合で、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定すること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のイの（１）、（２）及び（３）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。 | □ | □ |  |
| （１）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士並びに機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。 | □ | □ |  |
| （２）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のイの（１）を算定する障害児の数、同イの（２）を算定する障害児の数を２で除して得た数及び同イの（３）を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のイの（４）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士並びに機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のロの（１）、（２）及び（３）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。 | □ | □ |  |
| （１）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士並びに言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は４以上であること。 | □ | □ |
| （２）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のロの（１）を算定する障害児の数、同ロの（２）を算定する障害児の数を２で除して得た数及び同ロの（３）を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。 | □ | □ |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のロの（４）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士並びに言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は４以上であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のハを算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ１以上であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のニの（１）の（一）、（二）及び（三）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 次の（１）及び（２）に該当し、又は（３）に該当する場合であって、かつ（４）に該当すること。 | □ | □ |  |
| （１）指定児童発達支援事業所に人員基準上置くべき児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていること。 | □ | □ |
| （２）障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ |
| （３）主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の人員基準を満たしていること。 | □ | □ |
| （４）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のニの（１）の（一）を算定する障害児の数、同ニの（１）の（二）を算定する障害児の数を２で除して得た数及び同ニの（１）の（三）を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のニの（１）の（四）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 次の（１）及び（２）に該当し、又は（３）に該当すること。 | □ | □ |  |
| （１）指定児童発達支援事業所に人員基準上置くべき児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていること。 | □ | □ |  |
| （２）障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ |  |
| （３）主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の人員基準を満たしていること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のニの（２）の（一）、（二）及び（三）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。 | □ | □ |  |
| （１）指定児童発達支援事業所に人員基準上置くべき児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていること。 | □ | □ |  |
| （２）当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のニの（２）の（一）を算定する障害児の数、同ニの（２）の（二）を算定する障害児の数を２で除して得た数及び同ニの（２）の（三）を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のニの（２）の（四）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 指定児童発達支援事業所に人員基準上置くべき児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のホを算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の人員基準を満たしていること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のへを算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のト（１）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 指定通所基準第５４条の６～９までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。 | □ | □ |  |
| **通所給付費等単位数表第第１の１のト（２）を算定する場合の厚生労働大臣が定める施設基準** |  |
| 指定通所基準第５４条の１０～１２までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。 | □ | □ |  |
| **定員超過利用減算** |  |
| 次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合、減算する。⑴過去３月間の障害児の数の平均値が、次の（ⅰ）又は（ⅱ）のいずれかに該当する場合（ⅰ）利用定員が11人以下の事業所　　　利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合（ⅱ）利用定員が12人以上の事業所　　　利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合⑵１日の障害児の数が次の（ⅰ）又は（ⅱ）のいずれかに該当する場合（ⅰ）利用定員が50人以下の事業所　　　利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合（ⅱ）利用定員が51人以上の事業所　　　利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合 | □ | □ |  |
| **サービス提供職員欠如減算・児童発達支援管理責任者欠如減算（※児童発達支援センターを除く）** |
| 人員基準上置くべき児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合に減算する。 | □ | □ | 勤務形態一覧表 |
| **個別支援計画未作成減算** |  |
| 児童発達支援計画が作成されていない場合、作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合に減算する。 | □ | □ |  |
| **自己評価結果等未公表減算** |  |
| 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」）の公表が豊橋市に届出がされていない場合に減算する。 | □ | □ |  |
| **開所時間減算** |  |
| 営業時間が６時間未満の場合に減算する。取扱については、下記のとおりとする。（ⅰ）「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。（ⅱ）個々の障害児の実利用時間は問わない。 | □ | □ | 運営規程 |
| **身体拘束廃止未実施減算** |  |
| 次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を豊橋市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を豊橋市長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について減算する。 | □ | □ | 身体拘束に係る記録身体拘束等の適正化のための指針身体拘束防止マニュアル等身体拘束適正化検討委員会の資料職員研修関係記録 |
| （一）身体拘束等が行われていた場合に、当該身体拘束に係る記録が作成されていない場合。 | □ | □ |
| （二）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を１年に１回以上開催していない場合。 | □ | □ |
| （三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 | □ | □ |
| （四）身体的拘束等の適正化のための研修を年１回以上実施していない場合。 | □ | □ |
| **人工内耳装用児支援加算** |  |
| 【主として難聴児を通わせる児童発達支援センター】難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合。 | □ | □ | フェイスシートアセスメントの記録通所受給者証 |
| **児童指導員等加配加算**□　**⑴　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」）を配置する場合**□　**⑵　児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了した者（以下「児童指導員等」）を配置する場合**□　**⑶　その他従業者を配置する場合** |  |
| 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（専門的支援加算を算定している場合は、専門的支援加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算方法で１以上配置している指定児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ加算する。 | □ | □ | 児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書勤務形態一覧表資格が分かるもの |
| 児童発達支援センター以外の施設（重症心身障害児を対象とする場合を除く）において、経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、児童指導員等加配加算⑴又は⑵を算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算方法で２以上配置していること。 | □ | □ |
| 理学療法士等の加算を算定するに当たり、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で１名以上とすることも可能とする。なお、算定する報酬区分が異なる職種の場合は、以下のとおりとする。・理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で１名以上とする場合　⇒　児童指導員等の報酬を算定・理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合・児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合　⇒　その他の従業者の報酬を算定 | □ | □ |
| **専門的支援加算** |  |
| * **⑴　理学療法士等を配置する場合（保育士にあっては、保育士として５年以上**

**児童福祉事業に従事した者に限る。）** |  |
| * **⑵　児童指導員を配置する場合（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従**

**事した者に限る。）** |  |
| 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員等を常勤換算方法で１以上配置している指定児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ加算する。 | □ | □ | 加算に関する届出書勤務形態一覧表資格が分かるもの |
| 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所（指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所を除く。）では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も、常勤換算に含めることができる。 | □ | □ |
| 個別支援計画未作成減算に該当しないこと。 | □ | □ |
| **看護職員加配加算（Ⅰ）** |  |
| 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第１の１の表（スコア表）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が４０点以上であること。 | □ | □ | 看護職員加配加算届出書勤務形態一覧表資格証 |
| **看護職員加配加算（Ⅱ）** |  |
| 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で２以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第１の１の表（スコア表）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が７２点以上であること。 | □ | □ | 看護職員加配加算届出書勤務形態一覧表資格証 |
| **看護職員加配加算の共通事項** |
| 通所給付費等単位数表第１の１のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であること。 | □ | □ |  |
| スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。 | □ | □ |  |
| 看護職員等加配加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、いずれか１つを算定するものであること。 | □ | □ |  |
| **共生型サービス体制強化加算** |  |
| * **イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合**
 |
| * **ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合**
 |  |
| * **ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合**
 |  |
| 児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置（いずれも兼務可）していること。 | □ | □ | 共生型サービス体制強化加算届出書勤務形態一覧表資格証地域に貢献する活動の記録 |
| 地域に貢献する活動を行っていること。 | □ | □ |
| 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 | □ | □ |
| 共生型サービス体制強化加算イからハについては、いずれか１つを算定するものとする。 | □ | □ |
| **家庭連携加算** |  |
| * **イ　所要時間１時間未満の場合**
 |  |
| * **ロ　所要時間１時間以上の場合**
 |  |
| 児童発達支援事業所等従業者（栄養士及び調理員を除く）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に算定する。 | □ | □ | 訪問支援の記録児童発達支援計画 |
| １月につき４回を限度として、１回の訪問に要した時間に応じ、所定単位数を加算すること。 | □ | □ |
| なお、保育所等の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合にも算定できる。この場合は、保育所等の職員との緊密な連携を図ること。 | □ | □ |
| **事業所内相談支援加算（Ⅰ）** |  |
| 児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、月１回に限り、算定する。 | □ | □ | 相談援助の記録児童発達支援計画 |
| 次にいずれかに該当する場合は算定しない。ア　相談援助が３０分に満たない場合イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合。 | □ | □ |
| **事業所内相談支援加算（Ⅱ）** |  |
| 児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、月１回に限り、算定する。 | □ | □ |  |
| 次のいずれかに該当する場合は算定しない。ア　相談援助が３０分に満たない場合イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合。 | □ | □ |  |
| 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを１組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数参加する場合は、１として数えるものとする。 | □ | □ |  |
| **事業所内相談支援加算の共通事項** |  |
| 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 | □ | □ |  |
| 障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。 | □ | □ |  |
| 本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できる。ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない。 | □ | □ |  |
| **食事提供加算（Ⅰ）　（※児童発達支援センターに限る）** |  |
| 中間所得者である通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センター内の調理室を使用して当該施設自らが調理し、食事の提供を行うこと。食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。 | □ | □ |  |
| **食事提供加算（Ⅱ）　（※児童発達支援センターに限る）** |  |
| 低所得者等である通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センター内の調理室を使用して当該施設自らが調理し、食事の提供を行うこと。食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。 | □ | □ |  |
| **食事提供加算の共通事項** |  |
| 当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し搬入する方法は認められない。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。 | □ | □ | 献立表食事の提供に関する体制委託契約書衛生に関する書類受給者証 |
| １日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算が食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。 | □ | □ |
| **利用者負担上限額管理加算** |  |
| 利用者負担合計額の管理を行うこと。 | □ | □ | 利用者負担額合計額の管理に関する書類 |
| **福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）** |  |
| 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 | □ | □ | 福祉専門職員配置等加算に関する届出書勤務形態一覧表資格者証 |
| 令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和５年３月３１日までの間、上記の「児童指導員」を「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者」とする。 | □ | □ |
| **福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）** |  |
| 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 | □ | □ | 福祉専門職員配置等加算に関する届出書勤務形態一覧表資格者証 |
| 令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和５年３月３１日までの間、上記の「児童指導員」を「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者」とする。 | □ | □ |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。 | □ | □ |
| **福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）** |  |
| 次のいずれかに該当すること。（ⅰ）児童指導員若しくは保育士（以下「児童指導員等」）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者の総数（常勤換算）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。（ⅱ）児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | 福祉専門職員配置等加算に関する届出書勤務形態一覧表資格者証経験年数の分かる書類 |
| 令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和５年３月３１日までの間、上記の「若しくは保育士」を「、保育士若しくは障害福祉サービス経験者」とする。 | □ | □ |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。 | □ | □ |
| **栄養士配置加算（Ⅰ）（児童発達支援センターに限る）** |  |
| ⑴常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 | □ | □ | 栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書資格者証勤務形態一覧表栄養相談に関する記録 |
| ⑵障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | □ | □ |
| **栄養士配置加算（Ⅱ）（児童発達支援センターに限る）** |  |
| ⑴非常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 | □ | □ | 加算（Ⅰ）参照 |
| ⑵栄養士配置加算（Ⅰ）の⑵に該当すること。 | □ | □ |
| **栄養士配置加算の共通事項** |  |
| 調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。 | □ | □ |  |
| **欠席時対応加算** |  |
| 障害児が、あらかじめ、当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合（利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合）において、児童発達支援事業所等従業者が、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うこと。 | □ | □ | 欠席に関する相談援助の記録 |
| 当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。 | □ | □ |
| １月につき、４回を限度とする。ただし、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う事業所においては、１月につき当該児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、重症心身障害児に限り１月につき８回を限度とする。 | □ | □ |
| **特別支援加算** |  |
| 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置していること。　ただし、以下の指定児童発達支援事業所にあっては、一部の職員を除く。①児童発達支援給付費イの（１）、（２）、（３）、ロの（１）、（２）、（３）、ニの（１）（一）、（二）、（三）、ニの（２）（一）、（二）、（三）のいずれかを算定する事業所　看護職員を除く。②児童発達支援給付費ロを算定する事業所　言語聴覚士を除く。③児童発達支援給付費ハ又はホを算定する事業所　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。 | □ | □ | 特別支援加算体制届出書通所受給者証勤務形態一覧表資格の分かるもの特別支援計画訓練記録 |
| 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 | □ | □ |
| 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。 | □ | □ |
| 児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための特別支援計画を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。 | □ | □ |
| 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。 | □ | □ |
| 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 | □ | □ |
| 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 | □ | □ |
| 次に該当する場合には、当該加算は算定できない。（ⅰ）児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合（ⅱ）重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合（ⅲ）児童指導員加配加算により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員を配置している場合（ⅳ）専門的支援加算により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員を配置している場合（ⅴ）共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型サービス体制強化加算イ若しくはロを算定していない場合 | □ | □ |
| **強度行動障害児支援加算** |  |
| 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして豊橋市長へ届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行うこと。 | □ | □ | 強度行動障害児特別支援加算届出書通所受給者証勤務形態一覧表資格の分かるもの |
| 重度心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、当該加算は算定できない。 | □ | □ |
| **個別サポート加算（Ⅰ）** |  |
| 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行うこと。 | □ | □ |  |
| 児童発達支援給付費について、ハ（児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）又はホ（法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）を算定している場合は、当該加算は算定しない。 | □ | □ |
| **個別サポート加算（Ⅱ）** |  |
| 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下、連携機関等）という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 | □ | □ |  |
| 連携機関等との上記の共有は、年に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童支援発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有していること。 | □ | □ |
| 連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援していくことについて、児童発達支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。 | □ | □ |
| 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。 | □ | □ |
| **医療連携体制加算（Ⅰ）** |  |
| ⑴医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、所定単位数を加算する。 | □ | □ | 委託契約書利用者の同意が分かる書類利用者の基本情報等医療機関への情報提供書衛生材料、医薬品等の領収書看護の提供記録 |
| ⑵あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について、医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこと。 | □ | □ |
| ⑶当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。 | □ | □ |
| ⑷看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。 | □ | □ |
| ⑸看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。 | □ | □ |
| ⑹看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は、当該事業所が負担すること。 | □ | □ |
| ⑺児童発達支援給付費について、イ（児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）（１）医療的ケア区分３、（２）医療的ケア区分２、（３）医療的ケア区分１、ロ（児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合）（１）医療的ケア区分３、（２）医療的ケア区分２、（３）医療的ケア区分１、ハ（児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）ニ（法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）（１）主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合（一）医療的ケア区分３、（二）医療的ケア区分２、（三）医療的ケア区分１、（２）（１）以外の場合（一）医療的ケア区分３、（二）医療的ケア区分２、（三）医療的ケア区分１、ホ（法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、以上のいずれかの児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。 | □ | □ |
| **医療連携体制加算（Ⅱ）** |  |
| 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、所定単位数を加算する。 | □ | □ | 加算（Ⅰ）参照 |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）の⑵から⑺までに適合すること。 | □ | □ |
| **医療連携体制加算（Ⅲ）** |  |
| 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、所定単位数を加算する。 | □ | □ | 加算（Ⅰ）参照 |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）の⑵から⑺までに適合すること。 | □ | □ |
| **医療連携体制加算（Ⅳ）** |  |
| 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、所定単位数を加算する。 | □ | □ |  |
| 看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 | □ | □ |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）の⑵から⑺までに適合すること。 | □ | □ |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している障害児については、算定しない。 | □ | □ |
| **医療連携体制加算（Ⅴ）** |  |
| 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、所定単位数を加算する。 | □ | □ | 加算（Ⅰ）参照 |
| 看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 | □ | □ |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）の⑵から⑺までに適合すること。 | □ | □ |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している障害児については、算定しない。 | □ | □ |
| **医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅴ）の共通事項** |  |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員１人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにより取り扱うこと。ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）による取扱い　　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する障害児全体で８人を限度とすること。イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）による取扱い　　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で８人を限度とすること。ウ　ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | □ | □ |  |
| **医療連携体制加算（Ⅵ）** |  |
| 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。 | □ | □ |  |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）の⑵から⑺までに適合すること。 | □ | □ |  |
| **医療連携体制加算（Ⅶ）** |  |
| 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、所定単位数を加算する。 | □ | □ |  |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）の⑵から⑺までに適合すること。 | □ | □ |  |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれかを算定している障害児については、算定しない。 | □ | □ |  |
| **送迎加算（イ）** |  |
| 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行うこと。ただし、児童発達支援センター（重症心身障害児以外を対象とする場合）においては、当該加算は算定できない。 | □ | □ | 送迎に関する記録保護者の同意の記録 |
| 送迎加算（イ）及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している事業所において、当該事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき３７単位を所定単位数に加算する。 | □ | □ |
| **送迎加算（ロ）** |  |
| 送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を１人以上配置し、重症心身障害児に対してその居宅等と事業所との間の送迎を行うこと。 | □ | □ | 送迎加算に関する届出書送迎に関する記録 |
| 医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。 | □ | □ |
| **送迎加算の共通事項** |  |
| 居宅までの送迎のほか、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象になるが、事前に通所給付決定保護者の同意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。 | □ | □ |  |
| 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定すること。 | □ | □ |  |
| **延長支援加算** |  |
| * **イ　障害児（重症心身障害児を除く）の場合**
 |  |
| * **ロ　重症心身障害児の場合**
 |  |
| 運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、かつ、営業時間の前後の時間において児童発達支援を行うこと。 | □ | □ | 運営規程サービス提供記録勤務形態一覧表障害児支援利用計画児童発達支援計画 |
| 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接処遇職員に限る。）を１名以上配置していること。 | □ | □ |
| 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 | □ | □ |
| **関係機関連携加算（Ⅰ）** |  |
| 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行うこと。 | □ | □ | 担当者会議の記録連絡調整及び相談援助の記録児童発達支援計画 |
| 障害児が通う保育所その他関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うために、会議の開催に留まらず関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 | □ | □ |
| 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、障害児相談支援事業を利用している場合には連携に努めること。 | □ | □ |
| 児童発達支援計画に関する会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。）の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族も出席するよう努めること。当該障害児やその家族が会議に出席することができない場合においても、意見を聴収し、その内容を児童発達支援計画に反映させるよう努めること。 | □ | □ |
| 会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。 | □ | □ |
| 会議又は連絡調整等を行った場合は、出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。 | □ | □ |
| 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できない | □ | □ |
| **関係機関連携加算（Ⅱ）** |  |
| 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行うこと。 | □ | □ | 相談援助の記録 |
| 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 | □ | □ |
| 就学時の加算とは、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できる。 | □ | □ |
| 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならない。 | □ | □ |
| 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではない。 | □ | □ |
| 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。 | □ | □ |
| **保育・教育等移行支援加算** |  |
| 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に１回を限度として加算する。 | □ | □ | 移行支援及び相談援助の記録 |
| 当該加算は訪問日に算定すること。 | □ | □ |
| 移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。 | □ | □ |
| 移行支援の内容は、次に掲げるようなものであること。ア　具体的な移行を想定した子どもの発達の評価イ　合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価ウ　具体的な移行先との調整エ　家族への情報提供や移行先の見学調整オ　移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方針の伝達カ　子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達キ　併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整ク　移行先の受け入れ体制づくりへの協力ケ　相談支援等による移行先への支援コ　地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流 | □ | □ |
| 次の（ⅰ）～（ⅳ）に該当する場合は算定できない。（ⅰ）退所して病院又は診療所へ入院する場合（ⅱ）退所して他の社会福祉施設へ入所する場合（ⅲ）学校へ入学する場合（ⅳ）死亡退所する場合 | □ | □ |
| **福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）** |
| ⑴福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く）の改善（以下「賃金改善」という）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | 賃金改善計画・処遇改善計画処遇改善加算実績報告賃金台帳給与明細就業規則賃金規程職員の職位・職責・職務内容の分かる書類労働保険料納付関係書類就研修計画研修の実施記録等資格取得のための支援に係る記録昇給に係る規程・人事評価の書類等処遇改善の実施内容が分かる書類 |
| ⑵⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、豊橋市長に届け出ていること。 | □ | □ |
| ⑶福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定したうえで行うこと。当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増加分は含めることができるが、下記（７）～（１０）に掲げるキャリアパス要件等の取り組みにかかる経費は含めることができない。なお、対象職種は、次のいずれかの職種とする。ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型福祉サービス等事業所等に従事する介護職員、指導員等（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者） | □ | □ |
| ⑷事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を豊橋市長に報告すること。 | □ | □ |
| ⑸算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されてないこと。 | □ | □ |
| ⑹労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ |
| ⑺【キャリアパス要件１】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（ⅰ）福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。（ⅱ）（ⅰ）に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。（ⅲ）（ⅰ）（ⅱ）の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 | □ | □ |
| ⑻【キャリアパス要件２】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（ⅰ）福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換をしながら、資質向上の目標及び（ア）又は（イ）に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。（ア）資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（ＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴ等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。（イ）資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。（ⅱ）（ⅰ）について全ての福祉・介護職員に周知していること。 | □ | □ |
| ⑼【キャリアパス要件３】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（ⅰ）福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する仕組みであること。（ア）経験に応じて昇給する仕組み　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること（イ）資格等に応じて昇給する仕組み「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても、昇給が図られる仕組みであることを要する。（ウ）一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。（ⅱ）（ⅰ）の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 | □ | □ |
| ⑽【職場環境等要件】（２）の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用をすべての福祉・介護職員に周知していること。 | □ | □ |
| **福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）** |  |
| ⑴加算（Ⅰ）の⑴から⑻まで及び⑽に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | □ | □ |  |
| **福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）** |  |
| ⑴加算（Ⅰ）の⑴から⑹まで及び⑽に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | □ | □ |  |
| ⑵加算（Ⅰ）の⑺又は⑻に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | □ | □ |  |
| **福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)**  |
| （１）障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書及び実績報告書賃金台帳給与明細 |
| ①介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち１人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額８万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額４４０万円以上となること。 | □ | □ |
| ②当該指定児童発達支援事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 | □ | □ |
| ③障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。 | □ | □ |
| ④障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額４４０万円を上回らないこと。 | □ | □ |
| （２）当該指定児童発達支援事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、豊橋市長に届け出ていること。 | □ | □ |
| （３）福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ |
| （４）当該指定児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を豊橋市長に報告すること。 | □ | □ |
| （５）【配置等要件】児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 | □ | □ |
| （６）【現行加算要件】児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 | □ | □ |
| （７）【職場環境等要件】（２）の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | □ | □ |
| （８）【見える化要件】（７）の処遇改善の内容等について、ホームページへの掲載等により公表していること。 | □ | □ |
| **福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)** |
| 加算（Ⅰ）の（１）から（４）まで及び（６）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | □ | □ |  |